

令和7年度 エシカル消費体感型イベント開催等委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 エシカル消費体感型イベント開催等委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

3 委託業務の目的、趣旨

令和7年度は、SDGs達成への貢献を目指す「大阪・関西万博」や、本県で開催される「国際消費者シンポジウムin徳島」、「第20回食育推進全国大会」等、エシカル消費と親和性の高いイベントが多数開催される中、本県において、SDGs達成に貢献する「エシカル消費」の認知度向上と実践促進を図るため、エシカル消費の推進に積極的に取り組む事業者・団体・学校等と消費者の交流を通じ、県民がエシカル消費を体感できるイベントを開催する。

※ エシカル消費とは、環境、人や社会、地域に配慮した消費行動のことであり、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

4 業務内容

県民がエシカル消費について理解を深めるとともに、「自分にできるエシカル消費」を見つけ、日々の生活において継続して取り組んでもらえるよう、以下の条件を満たすエシカル消費体感型イベントを開催すること。

（1）開催日・場所等

- ・以下の候補日のうち、最も集客が見込まれる日とする。
- ・開催期間は原則2日間とする。ただし、イベントコンテンツの内容によって、1日間の開催とすることが本業務の目的達成のために効果的である場合は、1日間も可とする。

【候補日】

- ①令和7年10月4日（土）～5日（日）
- ②令和7年10月11日（土）～12日（日）

【場所】

藍場浜公園（御成婚広場も使用可能）

※会場使用料は委託料に含まず、会場確保に必要な手続きは徳島県が行う。

（2）基本計画の策定及び連絡調整

- ・本業務を効果的かつ円滑に進めるため、以下のとおり実施すること。
 - ①事業目的及びイベントのテーマに即した委託事業の実施方針及び基本方針の策定
 - ②スケジュール及び会場使用計画（レイアウト）の作成

③徳島県担当者との定期的な打ち合わせの実施

④徳島県担当者が必要と判断したとき、速やかに来庁して担当者と打合せ等を実施できる体制の確保

(3) イベントコンテンツの企画・運営

- ・エシカル消費の体感・体験をテーマに、「エシカル消費自主宣言事業者」や「消費者志向自主宣言事業者」等との積極的な連携のもと、徳島県ならではの特色あるコンテンツを企画・運営すること。

※「エシカル消費自主宣言」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shohiseikatsu/5007469>)

※「消費者志向自主宣言」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shohiseikatsu/5036744/>)

①ブースコンテンツ

- ・出展者及び出店者（以下、出展者等とする）は各日30者以上とし、会場使用計画（レイアウト）に応じて適切な数を確保すること。また、以下のような内容を実施すること。

ア 「エシカル消費自主宣言事業者」等による全員参加型企画

- ・出展者については、徳島県と協議の上、「エシカル消費自主宣言」「消費者志向自主宣言」の既宣言事業者または、委託期間内に宣言を行う事業者を半数以上とすること。
- ・その他の出展者は、「徳島SDGsパートナー」、「SDGs未来都市（徳島市・上勝町・美波町）」をはじめとする、SDGs達成に積極的に取り組む県内市町村・事業者・団体・学校等とすること。

※「徳島SDGsパートナー」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7219226/>)

※「SDGs未来都市」(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/sdgs/7206999/>)

- ・出展内容については、出展者と調整の上、親子で楽しみながらエシカル消費が学べるもの（職業体験やゲーム、クイズ等）、事業者の取組から社会問題が学べるもの（ミニ授業や実演等）、SDGsに関心の高い若者と積極的に取り組む事業者のマッチングに繋がるもの（エシカル就活サロン等）等、出展者及び来場者の全員参加型でエシカル消費を体感・体験できる企画を盛り込むこと。

イ 身近な買い物で「実践」を促すエシカル商品の販売

- ・エシカル消費に繋がる商品を販売するマルシェを開催すること。
- ・販売を行う出店者については、徳島県と協議の上、「エシカル消費自主宣言」「消費者志向自主宣言」の既宣言事業者または、委託期間内に宣言を行う事業者とすること。

ウ 体験を通じてエシカル消費を「実践」するワークショップ

- ・エシカル消費を題材としたワークショップを複数実施すること。
- ・エシカル消費を通じて地域の課題解決に取り組む学校と、各宣言事業者等との連携によるワークショップを1つ以上実施すること。

②ステージコンテンツ

- ・来場促進を図るとともに、エシカル消費に興味をもってもらえるような催し（トークショー、パフォーマンスショー、ライブキッチン、コンテスト、クイズ大会等）を各日において複数実施すること。
- ・来場促進の効果を高めるため、エシカル消費に関心が薄い県民にもリーチするための著名人を起用すること。ただし、著名人は、「3 委託業務の目的、趣旨」を理解し、一定の見解を表現できる能力を持つ者を起用することとし、徳島県と協議の上で決定すること。（出演経費（交通費含む）は委託料に含む。）

③周遊促進コンテンツ

- ・来場者を誘導するためのサイン、看板等の設置や、各ブース等への周遊を促す催し（ラリー、抽選会等）を実施すること。

④ノベルティ等の準備・配布

- ・来場者や各コンテンツ（クイズ大会やラリー、抽選会等を実施する場合）の参加者に配布するノベルティやプレゼント商品を準備・配布すること。なお、ノベルティの内容は、本業務の趣旨に鑑み、エシカル消費やSDGs達成に配慮したものとする。

⑤その他

- ・エシカル消費の体感・体験をテーマとしていることから、出展者等と来場者の対話や交流を促進する工夫をすること。
- ・子どもから大人まで幅広い世代・対象が楽しみながらエシカル消費について理解を深められるよう工夫をすること。
- ・会場が屋外であることを考慮し、雨天でも来場者が会場を訪れるようなコンテンツの工夫、会場レイアウトや会場設営上の対策を講じること。
- ・本業務の趣旨に鑑み、持続可能な社会の実現に向け、イベント全体を通して、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を必要最小限とする、リサイクルの推進、量り売りによる食品ロス削減等、環境負荷の低減に配慮すること。

（４）出展者等の募集・連絡調整

- ・出展者等の募集及び決定の際は、徳島県と協議を行うこと。
- ・出展者等は、開催期間中、自ら販売を行い搬出入ができる者とする。
- ・出展状況を取りまとめ、必要に応じて出展等に際し必要となる法令上の手続等を行うこと。
- ・出展者等の紹介・ブースでの展示に際しては、出展者等が実践するエシカル消費の要素を表したマーカーや説明文等を用い、分かりやすく表示すること。
- ・出展者等に対しては、会場担当者および徳島県と調整の上、出展マニュアルの作成・配布や事前説明を実施すること。

- ・緊急時の場合のみならず、出展者等との連絡が図られるよう、連絡先一覧等を作成すること。
- ・その他、徳島県と協議し、イベントの運営・開催に係る事項について、速やかに出展者等に報告・連絡し、イベント開催に支障をきたすことのないようにすること。

(5) 会場管理者との連絡調整

- ・会場管理者と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと。

(6) その他関係者との連絡調整

- ・司会者や出演者を含むイベント関係者と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと。

(7) 開催運営・会場設営及び撤去

- ・全体のイベントプログラム、会場レイアウト図面、司会者や出演者の台本等、開催運営に必要な資料の作成・提出を行い、司会者や出演者に対して事前説明を実施すること。
- ・運営管理に必要な管理監督者、全体の進行担当者、各コンテンツの実施や誘導に必要な人員を配置すること。
- ・EAP（緊急時対応計画）の作成・提出を行うこと。
※作成の手引き (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/bosai/kikikanri/7238950/>)
- ・備品機材等の準備・搬入・据付、給排水電気工事、会場装飾等必要な物品など、会場設営及びイベント終了時の撤去を行うこと。
- ・来場者及び出展者等への対応、会場の安全管理等を行うこと。
- ・その他、開催運営に必要な業務を行うこと。

(8) 広報宣伝・周知等

①PR資材の作成・広報

- ・イベントをPRするチラシ、ポスター等の作成・印刷・配布及び、これら媒体を使用した広報を実施し、これら媒体のデータ等については、県に納品すること。
- ・「エシカル消費」の普及啓発に効果的な宣伝広報媒体を作成すること。また、広報等の手法を利用して、一人でも多くの県民にエシカル消費が浸透するような工夫をし、周知を図ること。

②WEBサイトの作成・広報

- ・徳島県指定のCMS上でのコンテンツ作成を行うこと。

③各種媒体における広報

- ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディア、インターネットやSNS（LINE、Youtube、X、Instagram等）を活用し、効果的な広報活動（情報発信、広告掲載、Web広告配信等）を展開すること。

④記録及びイベント終了後における広報

- ・当日は記録用として写真（必要に応じて動画）を撮影し、イベント終了後は、イベント実施内容を各種媒体で発信する等により、来場者に限らず、より多くの県民がエシカル消費への理解を深めることができる広報を実施すること。

(9) アンケートの作成・分析

- ・イベントの実施に合わせ、来場者及び出展者等へのアンケートを実施するとともに、アンケート結果の取りまとめ、分析を行うこと。なお、アンケートの内容については、県と十分に協議を行うこと。

(10) イベント保険の加入

- ・イベント保険の加入と保険料の支払いを行うこと。

(11) 不可抗力によるイベントの中止等

- ・悪天候、災害等の不可抗力により、県と協議の上イベントを中止した場合は、中止となるまでに発生した経費や中止に伴って発生した経費について、実績報告書等を確認の上、本業務に係る経費とすることができる。

(12) 独自の提案

- ・本仕様の定めがない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、記録写真等を含めた事業全体の報告書及び成果品を提出すること。

チラシ、パンフレット及び記録写真等については、電子データ形式で納品すること。

なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

(1) 提出期限

令和7年12月26日（金）

(2) 提出先

徳島県生活環境部消費者政策課

(3) 部数

- | | |
|----------------------|----|
| ・委託業務完了報告書 | 1部 |
| ・事業費精算書 | 1部 |
| ・事業実施（実績）報告書（成果品を含む） | 1部 |

6 その他留意事項

- (1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (4) 参加者等との調整により、想定されている日程等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (9) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (10) 当該業務で作成したすべての印刷物等の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）を県に譲渡すること。
- (11) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (12) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (13) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和13年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (14) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直し、企画の変更や県が企画するイベントの実施を求めることがあり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。